

ラトビア

特許法

2007年2月15日採択

2007年3月1日施行

2007年2月27日官報第34号において公布

目次

第 I 章 総則

第 1 条 本法において用いられる用語

第 2 条 本法の目的

第 3 条 特許の分野における法律関係の規制

第 II 章 特許保護の必須条件

第 4 条 発明の特許性

第 5 条 新規性

第 6 条 公開されている情報であって新規性を害さないもの

第 7 条 進歩性

第 8 条 産業上の利用

第 9 条 発明の内容及び特許性がない内容

第 10 条 生物工学的発明

第 11 条 秘密発明

第 III 章 特許を受ける権利を有する者

第 12 条 権利の所有者

第 13 条 権利の承認

第 14 条 発明者の人格権

第 15 条 雇用法律関係の枠内で行われた発明

第 IV 章 特許及び特許出願から生じる権利

第 16 条 排他権

第 17 条 排他権の範囲

第 18 条 排他権の期間

第 19 条 生物工学的発明から生じる排他権の範囲

第 20 条 特許から生じる排他権の制限

第 21 条 権利の消尽

第 22 条 先使用の権利

第 V 章 特許庁

第 23 条 特許庁の基本的任務

第 24 条 特許庁の職員の義務及び制約

第 25 条 特許庁審判部

第 26 条 代理

第 VI 章 特許付与の手續

第 27 条 特許出願

第 28 条 特許出願の提出及び出願日

第 29 条 優先権

第 30 条 発明の明細書, クレーム及び要約

第 31 条 発明の単一性

第 32 条 代理の委任

第 33 条 特許出願の出願日の決定

第 34 条 特許出願の方式要件の審査

第 35 条 特許出願を公衆の利用に供すること

第 36 条 特許出願の補正及び分割

第 37 条 特許出願の実体審査

第 38 条 特許の付与, 登録及び公告

第 39 条 審判請求の提出

第 40 条 審判請求の手續

第 41 条 特許付与に対する異議申立

第 42 条 審判請求及び異議申立の審査

第 43 条 特許の効力の維持

第 44 条 期間の延長

第 45 条 期間の不遵守後の手續続行

第 46 条 権利の回復

第 47 条 特許の登録簿

第 48 条 特許出願及び特許登録簿の情報の公衆による閲覧

第 49 条 特許庁における行為に係る国の手数料

第 VII 章 所有権の対象としての特許

第 50 条 特許の所有権の本質

第 51 条 特許及び特許出願の他人への移転

第 52 条 ライセンス契約

第 53 条 オープンライセンス

第 54 条 強制ライセンス

第 VIII 章 特許の無効

第 55 条 早期の特許無効

第 56 条 特許無効の根拠

第 57 条 特許の無効

第 58 条 特許の限定

第 59 条 特許の無効から生じる効果

- 第 IX 章 特許に関連する権利の保護
- 第 60 条 発明者の権利の保護
- 第 61 条 排他権に関する警告
- 第 62 条 発明の違法使用(特許侵害)
- 第 63 条 特許の違法使用に係る責任
- 第 64 条 損害賠償及び精神的被害の補償額の決定に係る手続

- 第 X 章 裁判所における紛争の審理
- 第 65 条 裁判所の管轄権
- 第 66 条 特許事件における意見
- 第 67 条 訴訟提起のための期間

- 第 XI 章 特許協力条約に基づく国際出願
- 第 68 条 国際出願

- 第 XII 章 欧州特許出願及び欧州特許
- 第 69 条 欧州特許出願
- 第 70 条 ラトビアにおける欧州特許出願の法的効果
- 第 71 条 欧州特許の法的効果
- 第 72 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本
- 第 73 条 欧州特許の効力を維持するための料金
- 第 74 条 欧州特許出願の国内特許出願への変更
- 第 75 条 同時保護の不可能性

- 第 XIII 章 補充的保護証明書
- 第 76 条 補充的保護証明書の付与に係る規定

経過規定

欧州連合指令に関する参考情報

第 I 章 総則

第 1 条 本法において用いられる用語

本法において、次の各語は以下の意味で用いる。

- 1) 国内特許出願—本法の要件に基づいてラトビア共和国特許庁(以下「特許庁」)になされた特許出願
- 2) 国内特許—国内特許出願に基づいて付与されたラトビア特許
- 3) パリ条約—工業所有権の保護に関する 1883 年 3 月 20 日のパリ条約(1967 年 7 月 14 日にストックホルムにおいて修正され、かつ、1979 年 9 月 28 日に改正されたもの)
- 4) パリ同盟—パリ条約の締約国である国の同盟
- 5) 優先権—パリ条約に基づいて特許出願に付与される優先日
- 6) 特許協力条約—1970 年 6 月 19 日に締結された条約(1979 年 10 月 2 日及び 1984 年 2 月 3 日に修正されたもの)
- 7) 国際出願—特許協力条約締約国において同条約に基づいてなされた出願
- 8) 欧州特許条約—ラトビア共和国が、1973 年 10 月 5 日の欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)、欧州特許の付与に関する条約第 65 条の適用に関する 2000 年 10 月 17 日の協定及び 1973 年 10 月 5 日の欧州特許の付与に関する条約(欧州特許条約)における 2000 年 11 月 29 日の改正に関する法律により加入している条約
- 9) 欧州特許出願—欧州特許条約に基づいてなされた特許出願
- 10) 欧州特許—欧州特許庁が欧州特許条約を基礎として欧州特許出願に基づいて付与した特許
- 11) 生物学的材料—遺伝情報を包含し、かつ、自ら繁殖することができる材料、又は生体系において繁殖させることが可能な材料
- 12) 生物工学的発明—生物学的材料から成り若しくは生物学的材料を包含する製品、又は生物学的材料を取得し、処理し若しくは用いるための方法に関連する発明
- 13) 微生物学的方法—微生物学的材料に係わっている方法、結果として微生物学的材料が出現する方法又は微生物学的材料を用いて実施された方法
- 14) 生物学的方法—交雑又は淘汰等、全面的に自然現象から成る植物又は動物の生産方法

第 2 条 本法の目的

本法の目的は、発明者及び特許所有者の権利を保護することにより、発明者の活動及び国の産業発展を促進することにある。

第 3 条 特許の分野における法律関係の規制

- (1) 特許に関する法律の規定は、欧州特許条約及び特許協力条約の規定又は国際特許出願、欧州特許出願及び欧州特許に関する第 XI 章及び第 XII 章の特別規定に別段の規定がない限り、発明の国際出願及び欧州特許出願、並びに欧州特許に関連する権利、その効力、行使及び保護にも適用する。
- (2) 何人も、他の国の規制法令及び国際協定に基づいて、それらの国において発明に係る特許を受け、発明を実施し、発明を保護する権利を有する。
- (3) ラトビアを拘束する国際協定に本法の規範と異なる規定が含まれている場合は、国際協

定の規定を適用する。

第 II 章 特許保護の必須条件

第 4 条 発明の特許性

発明は、新規であり、進歩性を有し、産業上の利用が可能である場合は、如何なる技術分野においても特許により保護される。

第 5 条 新規性

(1) 発明は、技術水準の一部でない場合に新規であるとみなす。

(2) 技術水準には、第 28 条(2)に基づく特許出願の出願日前又は第 29 条に基づく優先日前に、書面若しくは口頭により公衆の利用に供されているか、又はその他の方法で公然に使用されており若しくは公開されているすべての知識を含む。

(3) 出願日が第 29 条に基づいて本条(2)にいう日より早い国内特許出願であつてこの日以後に公開されたものも、技術水準の一部とみなす。この条件は、先の優先権を有する欧州特許出願にも適用する。

(4) (2)及び(3)の規定は、技術水準から知られる物質又は組成物の特許性を妨げるものではない。ただし、当該物質又はその組成物が次に該当することを条件とする。

1) 第 8 条(2)にいう方法を使用することによって使用することが意図されており、かつ、当該使用が技術水準の一部でないこと、又は

2) 1)にいう方法による特定の使用が意図されており、かつ、当該特定の使用が技術水準の一部でないこと

第 6 条 公開されている情報であつて新規性を害さないもの

(1) 発明が特許出願日の前 6 月以後に公開され、かつ、その公衆への伝達が次に該当する場合は、第 5 条の規定を適用しない。

1) 特許出願人(以下「出願人」)若しくは法律上の前権利者に対する不正な行動、又は

2) 出願人若しくはその法律上の前権利者の発明の実物展示であつて、1928 年 11 月 22 日にパリで署名され、1972 年 11 月 30 日に最終修正された国際博覧会条約に基づいて組織された公式の国際博覧会又はそれと同等の国際博覧会におけるもの

(2) (1)2)の規定は、出願人が特許出願の際に当該発明が前記の博覧会において実物展示されたことを宣言し、かつ、出願日から 4 月以内にこの事実を証明する書類を提出した場合に限り適用する。

第 7 条 進歩性

(1) 技術水準を考慮に入れて、発明が当該技術の熟練者に自明でない場合は、当該発明には進歩性があるとみなす。

(2) 技術水準が第 5 条(3)にいう特許出願から構成される場合は、進歩性を評価する際にこれらの出願を考慮に入れてはならない。

第 8 条 産業上の利用

(1) 何れかの種類の工業、農業又はその他の経済分野において発明の内容を製造すること又は使用することができる場合は、当該発明は産業上の利用が可能であるとみなす。

(2) 人間又は動物の体に対して行われる治療上又は外科上の処置方法及び診断方法は、産業上の利用が可能であるとはみなさない。この除外は、前記の方法を用いる際に使用される装置及び物質又はその組成物には適用しない。

第9条 発明の内容及び特許性がない内容

(1) 発明の内容は、装置、方法、物質、物質の組成物又は生物学的材料とする。

(2) 本法においては、次のものは発明とみなさない。

1) 発見、科学的理論及び数学的方法

2) 審美的創作物

3) 精神的な行為をし、ゲームをし又は事業を行うことの計画、方法、及びコンピュータ・プログラム、及び

4) 情報の提示

(3) (2)にいう内容に対する特許付与は、これらの内容自体について求められている特許保護の範囲に限り排除される。

(4) 公開すること又は使用することが公序良俗に反する発明に特許を付与してはならない。ただし、特許を付与しない決定は、当該使用が規制又は行政法規により禁止されていることのみに基づいて下してはならない。

第10条 生物工学的発明

(1) 次の生物工学的発明には特許を付与する。

1) 自然環境から分離されたか又は技術的方法により生産された生物学的材料(先に自然発生した場合を含む)を包含するもの

2) 植物又は動物に関連するもの。ただし、発明の技術的实施可能性が特定の植物又は動物の品種に限定されないことを条件とする。

3) 微生物学的若しくはその他の技術的方法、又は当該方法により取得した製品(植物若しくは動物の品種を除く)に関連するもの

(2) 植物若しくは動物の品種、又は植物若しくは動物の品種の生産のための基本的に生物学的な方法には特許を付与しない。

(3) 第9条(4)に従って、次のものに関連する生物工学的発明には特許を付与しない。

1) 人間のクローン化

2) 生殖細胞における人間の遺伝子的同一性の変更

3) 工業又は商業目的での人間の胚の利用

4) 動物の遺伝子的同一性を変更するための方法であって、人間若しくは動物又は当該方法から生じる動物に重要な医学的効果を及ぼすことなしに動物に苦痛を引き起こす可能性が高いもの

(4) 形成及び発育の様々な段階における人体並びにその要素の1(遺伝子の配列又は部分配列を含む)の単なる発見は、特許を受けることができない。

(5) 人体から分離されたか又はその他技術的方法により生産された要素(遺伝子の配列又は部分配列を含む)は、その構造が自然の要素と同一であっても、特許を受けることができる。

(6) 遺伝子の配列又は部分配列の産業上の利用は、特許出願において開示しなければならない。

第 11 条 秘密発明

- (1) 発明が国防上の利益に影響を及ぼす場合は、当該発明は秘密としなければならない、かつ、内閣が定める手続に従って国防省により登録されなければならない。
- (2) 秘密発明の利用に係る条件及びその利用に係る補償は、発明者と国防省との間の合意によって定められる。当事者が補償に関して合意に至らなかった場合は、民事訴訟法に定める手続に従って裁判所がこれを定める。
- (3) (1)にいう発明に関する特許出願は、国防省から関連の許可を得た後、特許庁に提出することができる。

第 III 章 特許を受ける権利を有する者

第 12 条 権利の所有者

- (1) 発明者又はその権原承継人は、特許を受ける権利を有する。
- (2) 複数の者が共同で発明を創出した場合は、これらの者は特許を受ける権利を共有する。
- (3) 複数の者が互いに独立して発明を行った場合は、特許を受ける権利は、特許出願の出願日が早い者に属する。ただし、当該早い出願が公開されていることを条件とする。

第 13 条 権利の承認

- (1) 特許出願を行う権利を有さない者が特許出願を行った場合、又は既に当該人に特許が付与されている場合は、第 12 条に基づいて特許を受ける権利を有し、かつ、関連する証拠も有する者は、特許出願又は特許に係る権利を承認させ、これを自己に移転させるべき旨の訴訟を裁判所に提起することができる。
- (2) ある者が第 12 条(2)に基づいて他人と共に特許を受ける共同の権利を有する場合において、当該権利が守られなかったときは、これらの者は、(1)に定める手続に基づいて、当該特許の共同出願人又は共同所有者として認められるべき旨を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)に規定する権利は、特許付与の通知が特許庁の公報において公告された日から 2 年以内に行使しなければならない。特許を受ける権利を有さない者が特許出願の際に悪意で行動した場合、又は特許の所有権が当該人に移転されていた場合は、前記の期限は適用しない。
- (4) 特許を受ける権利の承認に関して裁判所に訴訟を提起した者は、遅滞なくそれについて特許庁に通知しなければならない。特許庁の公報における特許出願の公開に先立って訴訟が提起された場合、又は特許出願がその他の方法により社会に開示された場合は、特許庁、裁判所及び訴訟手続の関係人は、当該特許出願の本質に関して必要な秘密を遵守しなければならない。
- (5) 自己に有利な裁判所の判決が下された者は、判決書の写しを特許庁に提出するものとし、同庁は、特許出願を審査する際に、有効な判決に基づく所有権の変更及びその他の修正を考慮に入れなければならない。また、出願が既に公開されている場合は、特許登録簿に記入し、かつ、関連の通知を特許庁の公報において公告する。

第 14 条 発明者の人格権

出願人又は特許所有者の如何に拘りなく、発明者は、次のものに関する奪うことのできない人格権を有する。

- 1) 発明者の資格—発明者として認められる権利
- 2) 名称—特許出願書類並びに発明に係る特許付与に関連するすべての書類及び刊行物において発明者として表示される権利、又はその名称が表示されないよう書面により特許庁に請求することにより当該権利を放棄する権利

第 15 条 雇用法律関係の枠内で行われた発明

- (1) 特許出願がなされている発明が従業者により行われた場合において、職務に次のものが含まれるときは、使用者が特許を受ける権利を有する。

- 1) 発明者の活動, 及び
- 2) 技術開発に係る研究, 設計及び構築又は準備
 - (2) 従業者の職務は(1)に規定するものを含まないが, 使用者の活動分野に関係している場合は, 特許を受ける権利は発明者に属する。この場合の使用者は, 他人にライセンスを付与する権利を有さない非排他的実施権者として発明を実施する権利を有する。使用者の事業が移転されて他人の所有になる場合は, 発明を実施する権利は, その事業と共に使用者の権利の法的承継人に移転する。他の態様での当該権利の移転は認められない。
 - (3) (1)の規定に基づいて発明を行った従業者は, そのことを直ちに書面で使用者に通知し, かつ, 当該発明を評価するための書類を提出しなければならない。
 - (4) 使用者が発明に係る権利を放棄するか又は当該権利を行使する意図に関して3月以内に従業者に通知しない場合は, 発明に係る権利は, 従業者に移転する。
 - (5) 特許庁への特許出願の前は, 使用者及び従業者は, 発明の本質を第三者に開示してはならない。
 - (6) (1)にいう発明の創出及び実施についての追加的報酬に係る使用者と従業者との間の法律関係は, 雇用契約又は団体協約の中で定める。
 - (7) 特許の権利に関して, (1)又は(2)の規定と異なる規定を伴う契約を締結することができる。

第 IV 章 特許及び特許出願から生じる権利

第 16 条 排他権

(1) 特許は、その所有者に排他権を与える。特許所有者の許可を得ていない第三者は、次のことをしてはならない。

1) 特許製品を生産し、販売の申出をし、その他の方法で市場に出し、使用し、また、これを輸入し、輸出し、更にこれらの目的で貯蔵すること

2) 特許方法を用いること

3) 特許方法により直接得た製品について販売の申出をし、その他の方法で市場に出し、使用し、また、輸入し、輸出し、更にこれらの目的で貯蔵すること

4) 第三者が、特許製品の本質的な要素が発明の実施に適しており、かつ、意図されていることを知っていたか又は関係する事情から知っているべきであった場合において、当該要素を供給し又はその供給の申出をすること

(2) (1)4)の規定は、発明の実施のために本質的な要素が一般的市販品である場合は適用しない。ただし、第三者が、当該供給によって、(1)にいう活動を行うよう仕向ける場合はこの限りでない。

第 17 条 排他権の範囲

(1) 特許から生じる排他権は、特許のクレームによって決定される。発明の明細書及び図面は、発明の解釈のために用いることができる。

(2) 特許侵害の場合に特許から生じる排他権の範囲を評価するに当たっては、分析されるべき内容の要素としてクレーム中で言及されている特徴の同等物も考慮するものとする。分析されるべき内容の要素は、特許侵害時に、当該要素が、クレーム中で言及されている特徴と同一の機能を同一の態様で果たし、同一の結果を生じており、かつ、分析されるべき内容の同等の要素を用いて同一の結果を得ることが可能であることが当該技術の熟練者に明白である場合は、クレーム中で言及されている特徴と同等であるとみなす。

(3) 発明の明細書及び図面は、特許のクレームの拡大解釈に用いてはならない。

第 18 条 排他権の期間

(1) 排他権は、特許付与に関する通知が公告された日に全面的に効力を生じ、特許出願の出願日から 20 年後に失効する。

(2) 発明には、第 35 条に定める手続に基づいて特許出願が公開された日から特許付与の日までの期間、仮保護が与えられる。この期間内に第三者が出願人の同意なしに特許を受けるべき発明を使用した場合は、特許所有者は、補償を請求する権利を有する。

(3) 補償の決定に当たっては、発明の使用の善意の有無を考慮に入れる。

第 19 条 生物工学的発明から生じる排他権の範囲

(1) 発明の結果として顕著な特性を取得した生物学的材料に対して特許により与えられる保護は、最初の生物学的材料から増殖により直接得られた、同一の又は異なる形態であって同一の特性を有する生物学的材料に適用される。

(2) 生物学的材料が特許により処理され、発明の結果として当該生物学的材料が顕著な特性

を取得した場合に、当該特許により与えられる保護は、当該方法により直接得られた生物学的材料、及び当該直接得られた生物学的材料から得られた同一の又は異なる形態であって同一の特性を有するその他の生物学的材料にも適用される。

(3) 遺伝情報を含むか又は遺伝情報から成る製品に対して特許により与えられる保護は、当該製品を包含し、かつ、遺伝情報を含みその機能を果たす材料全体(人体又はその要素を除く)にも適用される。(第10条(4))

(4) 特許所有者又はその同意を得た者が農業目的で植物増殖材料を農家に販売するか又はその他の方法で提供し、かつ、そのことが、当該農家が自己の農地において当該増殖用製品を使用することについての許可をも意味する場合は、(1)、(2)及び(3)は、共同体植物品種権に関する1994年7月27日の理事会規則(EC)第2100/94号第14条又は植物品種保護法第24条に定めるものと合致する範囲及び条件では適用されない。

(5) 特許所有者又はその同意を得た者が繁殖動物又は当該動物の繁殖材料を農家に販売するか又はその他の方法で提供し、かつ、そのことが、当該農家が特許により保護された家畜を農業目的で使用することについての許可をも意味する場合は、(1)、(2)及び(3)は適用されない。この同意には、農業活動を行うための動物又はその他の動物繁殖材料の提供の申出は含まれるが、商業的増殖のための又はその目的での販売は含まれない。

第20条 特許から生じる排他権の制限

特許から生じる排他権は、次のものには及ばない。

- 1) 個人的な必要性及び非商業目的のために行われる活動
- 2) 実験又は調査活動
- 3) 特許の内容の検査、及び特許されているか又は補充的保護証明書により保護されている医薬品又は植物保護手段の研究であってこれらを市場に出す許可を取得するために行われるもの
- 4) 医師の処方に基づく、薬局における個々の症例に係る即座の医薬品の調合、及びそのようにして調合された医薬品を用いる活動
- 5) ラトビアの領域に一時的又は偶発的に入る外国の輸送手段の構造又は利用における発明の使用。ただし、発明が当該輸送手段のためだけにのみ使用される場合に限る。

第21条 権利の消尽

(1) 特許所有者自ら又はその同意を得た他人が欧州経済地域内の市場に特許製品を出した後は、当該特許から生じた権利は、欧州経済地域において特許製品を用いて行われた活動には及ばない。ただし、特許所有者が当該製品の一層の商業化に反対する法的根拠を有する場合はこの限りでない。

(2) 第19条(1)、(2)及び(3)にいう保護は、生物学的材料を増殖することにより得られた生物学的材料であって、特許所有者自ら又はその同意を得た他人が欧州経済地域内の市場に出したのものには及ばない。ただし、増殖が、得られた材料をその後別の増殖に使用してはならないとの条件で当該生物学的材料が販売された目的上、当該生物学的材料の使用から直接生じたものである場合に限る。

第 22 条 先使用の権利

(1) 出願の出願日又は優先日前に、ラトビアの領域において善意で発明を商業目的で実施したか又は当該実施のために必要な準備を行った者は、妨害を受けることなく、かつ、特許所有者に対して報酬を支払うことなく、その後も、準備段階で計画した商業目的で当該発明を実施する権利を有する。

(2) 先使用の権利は、(1)の意味で発明が実施された事業又はその一部と共にする場合に限り、他人に移転することができる。

第 V 章 特許庁

第 23 条 特許庁の基本的任務

特許庁は、規制法令に定める権限の枠内で、工業所有権の登録を確保し、ハンガリーにおける当該権利の保護の必要性に関する理解を促進することにより、工業所有権の分野における国の政策を実施する。

第 24 条 特許庁の職員の義務及び制約

(1) 特許庁の職員は、審査の結果に基づき、独立して、かつ、工業所有権の分野における規制法令に従い、特許庁の代理として、特許の付与又は商標、意匠、半導体製品の回路配置若しくは補充的保護証明書の登録に関して決定を下す。

(2) 特許庁の職員は、特許庁に勤務する間及び特許庁との雇用関係が終了してから1年間は、特許出願を行う権利、相続の場合を除いて、特許庁が付与した又は付与する特許を直接若しくは間接に取得する権利、又は特許から生じる権利の如何なるものも取得する権利を有さない。当該人が特許庁との雇用関係を終了してから1年の間に特許出願を行った場合において、当該特許出願に対して優先権を付与してはならない。

第 25 条 特許庁審判部

(1) 特許庁審判部(以下「審判部」)は、合議制意思決定機関とし、特許、商標、意匠及び半導体製品の回路配置に関する紛争の審理のための特許庁の構成単位として設ける。

(2) 司法大臣は、特許庁長官の勧告を受けて、審判部の構成員数を決定し、かつ、審判部の構成員を3年の任期で任命する。構成員の1を審判部の審判長として承認する。特許庁の代表並びに科学、技術及び法律の専門家を審判部の構成に含める。

(3) 審判部は、審判請求書又は異議申立書に基づいて、特許、商標、意匠及び半導体製品の回路配置に関する紛争を審理する。特定の事項の審理のための審判部の構成は、事件の内容、審判部の構成委員の適性及び仕事量を考慮に入れて、審判部の審判長により承認されなければならない。何れの審判請求及び異議申立も、奇数の審判部構成員により審理されるものとするが、その人数は3以上とし、かつ、そのうちの少なくとも1は弁護士、また少なくとも1は特許庁の職員でない専門家でなければならない。審判部は、紛争事件において意見を徴するために、必要に応じて独立の専門家を招致することができる。

(4) 特許庁において関係出願の方式点検及び審査を行った者は、審判請求又は異議申立の審理に係る審判部の構成に含めてはならない。審判部の構成員は、個人として直接又は間接に事件の成り行きに利害関係を有する場合、又はその公平性について疑義を生じさせるその他の事情が存在する場合は、当該事件の審理の席に就く権利を有さない。事件の関係人は、審判部の構成員の忌避を申し立てることができる。忌避申立に関する決定は、審判部の関連合議体が下す。

(5) 関係する決定を下す際、審判部の構成員は独立の存在であり、命令又はその他の影響力に服することがあってはならない。決定は、単純過半数の票決により下すものとする。事件の審理に参加した審判部の構成員は、票決を棄権する権利を有さない。

(6) 審判部は、本法、商標及び地理的表示に関する法律、意匠に関する法律及び半導体製品の回路配置に関する法律に定める手続に従って、審判請求及び異議申立を審理する。

第26条 代理

(1) 住所若しくは居所がラトビアにない、又はラトビアの領域内の事業の所有者でない法人又は自然人は、特許庁において、職業特許弁護士によって代理されなければならない。

(2) 住所若しくは居所がラトビアにある、又はラトビアの領域内の事業の所有者である法人又は自然人は、特許庁において自ら若しくはその従業者により又は委任を受けた代理人を通じて行動することができる。この代理人は、職業特許弁護士でなくてもよい。

(3) 特許庁は、職業特許弁護士登録簿を備えるものとする。職業特許弁護士は、特定の専門分野を有することができる。内閣は、職業特許弁護士登録簿に記入する事項の内容及び当該登録簿の維持についての手続を定める。

(4) 次の要件が満たされる場合は、自然人のデータに限って職業特許弁護士登録簿に記入するものとする。

1) 当該人がラトビア又は他の欧州連合加盟国の国民であること

2) 当該人が第2次段階の学問上又は職業上の高等教育を受けていること(外国の高等教育機関が交付した関係分野における免状はラトビアで承認されなければならない。)

3) 当該人が工業所有権保護の分野において、国際的及び国内の工業所有権機関における活動を含めて少なくとも3年の勤務経験を有すること。この場合は、適切な書類によってそれが証明されなければならない。

4) 当該人が、内閣が定める手続に基づく特許弁護士の資格試験に合格していること、及び

5) 特許庁との間の通信のためにラトビアの領域内の宛先が表示されていること

(5) (4)2), 3)及び4)は、ラトビアの規制法規に従って他の欧州連合加盟国において職業特許弁護士として行動する権利を有する欧州連合市民には適用しない。当該人は、職業特許弁護士として行動する権利を証明する書類を提出しなければならない。

(6) 次の何れかに該当する者は、職業特許弁護士登録簿から除外する。

1) 職業特許弁護士登録簿から自らを除外すべき旨の請求書を提出した者

2) もはやラトビア又は他の欧州連合加盟国の国民ではなくなった者

3) 法律に定める手続に従って行動する資格を有しないと認定された者

4) 死亡した者又は行方が知れない者

5) 裁判所の判決に従って特許弁護士として行動することが禁じられている者

6) (4)1), 2)又は3)にいう情報を偽って表示した者

(7) 職業特許弁護士登録簿は、特許庁に備えるものとし、すべての利害関係人の閲覧に供する。特許庁は、少なくとも年2回、職業特許弁護士の一覧を公報において公表する。

第 VI 章 特許付与の手続

第 27 条 特許出願

- (1) 特許出願書類には次のものを含めなければならない。
- 1) 特許付与に関する願書
 - 2) 発明の明細書
 - 3) 1 又は 2 以上のクレーム
 - 4) 明細書又はクレームにおいて図面に言及がある場合は、その図面
 - 5) 要約
- (2) 内閣は、特許出願の基準及び内容を定める。

第 28 条 特許出願の提出及び出願日

- (1) 発明に係る特許を取得することを希望する者は、特許庁に対して特許出願をしなければならない。
- (2) 特許庁が少なくとも次のものを受領した日を特許出願の出願日(以下「出願日」とみなす。
- 1) 特許付与を求める願書
 - 2) 出願人を特定できる情報及び連絡先情報
 - 3) 出願書類のうち、発明の明細書又は先の出願への言及を伴う部分
- (3) (2)1) 及び 2) にいう情報はラトビア語で提出しなければならないが、3) にいう出願日を決定するための出願書類の部分は、他の言語で提出することができる。
- (4) (2)3) にいう先になされた特許出願への言及においては、出願された日、番号及び国を表示しなければならない。
- (5) 特許出願書類は、ラトビア語により提出しなければならない。出願日の決定のための出願書類が他の言語により提出された場合は、出願人は、3 月以内に、そのラトビア語への翻訳文を提出しなければならない。翻訳文が所定の期間内に提出されなかった場合は、当該出願は取り下げられたものとみなす。出願に関する他のすべての記録及び通信は、ラトビア語により行わなければならない。
- (6) 出願人は、出願から 1 月以内に、国の手数料を納付し、当該納付を証明する書類を提出しなければならない。この期限を超えた場合は、出願は行われなかったものとみなす。
- (7) 発明が、公衆の利用に供されず、当該技術の熟練者が実施可能なように出願書類において説明することができない生物学的材料の利用を必要とする場合は、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関する 1977 年 4 月 28 日のブダペスト条約に基づいて、国際的に認められた寄託機関への当該生物学的材料の寄託に関する陳述書を出願書類とともに提出しなければならない。寄託された生物学的材料が当該国際的に認められた寄託機関において利用することができなくなった場合は、当該材料を本項にいう条約に定めているのと同じ条件で再寄託することができる。内閣は、生物学的材料を利用するための手続を定める。

第 29 条 優先権

- (1) 一定の手続に従ってパリ同盟の加盟国、世界貿易機関の加盟国、又は優先権の承認に関する協定をラトビアが締結している他の国若しくは連合組織に特許出願又は実用新案出願を

行った者であって、同じ発明に関してラトビアにおいて特許出願を行った者又はその権原承継人は、最初の出願の日から 12 月間優先権を有する。

(2) 優先権を決定するに際しては、次の出願の出願日において先の最初の特許出願が取り下げられ、放棄され若しくは拒絶されているか、公開されていないか、如何なる権利も存続していないか、優先権主張の基礎とされたことがない場合は、先の最初の出願が関係したのと同じの発明に係る次の出願を先の出願とみなす。この時から、先の出願を優先権主張の基礎とすることはできない。

(3) 優先権を行使しようとする出願人は、特許出願と同時に、優先権宣言書を提出しなければならない。同書においては、主張している優先権に係る出願の日及び当該出願を行った国並びに出願番号を表示する。優先権宣言書は、最も早い優先日から 16 月以内に提出又は訂正することができる。出願人が第 35 条(4)に基づく請求を行った場合は、宣言書を提出又は訂正することができない。優先権を証明する書類は、先の出願を受領した機関により原本に合致することが認証された先の出願の写しとする。当該書類は、最も早い優先日から 16 月以内に特許庁に提出しなければならない。

(4) 出願人は、特許出願において複数の優先権を主張することができる。複数の優先権が主張された場合は、優先日に開始する期間は、最先の優先権の日から開始するものとする。

(5) 1 又は複数の優先権が主張されている場合は、優先権は、特許出願書類に表示され、かつ、優先権が主張されている発明の特徴にのみ与えられる。

(6) 優先権が主張されている発明の特徴のあるものが先の出願のクレームにおいて言及されていない場合において、先の出願書類が全体として当該特徴を具体的に開示しているときは、優先権を付与することができる。

(7) 先の出願がラトビア語によって提出されておらず、かつ、それが後に出願された発明の特許性に関する紛争において重要性を有する場合は、第 28 条(5)の規定を適用する。

第 30 条 発明の明細書、クレーム及び要約

(1) 発明の明細書は、当該技術の熟練者が当該発明を実施可能なように明確かつ完全な態様で当該発明を開示するものでなければならない。発明は、科学的に証明された自然の法則と矛盾してはならない。

(2) クレームは、発明の技術的特徴を用いて、特許保護を求めている対象及び特許により与えられる保護の範囲を明示するものでなければならない。クレームは、明確かつ簡潔なものとし、明細書において具体化されていなければならない。

(3) 特許出願に 10 を超えるクレームが含まれている場合は、出願人は、出願について納付すべき国の手数料に加え、11 番目以降の各クレームについて手数料を納付しなければならない。クレームについての国の手数料は、出願から 1 月以内に納付しなければならない。クレームについての国の手数料が所定の期間内に納付されなかった場合は、期間の不遵守に関する通知を受領してから 1 月以内に納付することもできる。この期間の後には、国の手数料が納付されなかったクレームは、提出されなかったものとみなす。

(4) 要約には技術情報のみを含めるものとし、この情報を他の目的で(例えば特許により与えられる保護の範囲の解釈のために)考慮に入れてはならない。

第 31 条 発明の単一性

(1) 1 の特許出願においては、1 の発明又は単一の発明概念により結合された 1 の発明群について 1 の特許のみを求めることができる。

(2) 発明群について保護が求められている場合において、クレームされた各発明が全体として先行技術に対してなす貢献を明確に示す 1 又は 2 以上の同一の又は相応する特別の技術的特徴を伴う技術的關係が個々の発明の間に存在するときは、発明の単一性の条件が満たされているものとする。

(3) 発明群は、個々の発明が別々のクレームにおいて主張されているか又は 1 のクレームにおいて選択肢として主張されているかに拘りなく、単一の発明概念により結合されていなければならない。

第 32 条 代理の委任

(1) 代理人を通じて出願を行う場合は、当該代理人への委任を証明する書類を出願書類に添付しなければならない。内閣は、委任に係る手続を定める。

(2) 外国出願人は、第 26 条に従い、職業特許弁護士を通じてのみ、特許出願を行い、通信を行い、また、特許庁及び審判部における他のすべての活動を行わなければならない。

(3) 代理の委任に係る書類は、特許出願と同時に又は当該書類の欠如に関する通知を受領してから 3 月以内に提出しなければならない。代理の委任に係る書類が所定の期間内に提出されなかった場合は、代理人は委任を受けていないものとみなし、同行が行った行為は、出願資料の提出を除いて、行われなかったものとみなす。

第 33 条 特許出願の出願日の決定

(1) 特許庁は、提出された書類が第 28 条の要件を満たしているか否かについて審査する。提出された書類が第 28 条(2)、(3)及び(4)の要件を満たしている場合は、特許庁は、出願日を決定し、これを出願人に通知する。

(2) 出願が第 28 条(2)、(3)及び(4)の要件を満たしていないか又は部分的にのみ満たしている場合は、特許庁は、このことを出願人に通知して要件の不遵守について説明し、かつ、指摘された不備を除去するための 2 月の期間を決定する。

(3) 特許庁が提出された書類を審査して、明細書又はクレームにおいて言及されている発明の明細書及び図面の一部が出願書類に存在しないと判断した場合は、同庁は、明細書又は図面の欠落部分を 2 月以内に送付するよう求める通知を出願人に送付する。

(4) 明細書又は図面の欠落部分が出願日の後ではあるが出願日又は(3)にいう通知の送付から 2 月以内に提出された場合は、特許庁は、明細書又は図面の欠落部分を受領した日を出願日と定める。ただし、当該欠落部分が提出から 1 月以内に取り下げられた場合はこの限りでない。

(5) 明細書又は図面の欠落部分が(4)にいう期間内に提出され、かつ、先の出願の優先権が主張されている場合は、(明細書又は図面の欠落部分が先の出願には完全に含まれていたと仮定して)第 28 条(1)の要件が満たされた日を出願日として維持する。ただし、出願人がその旨の請求を表明し、かつ、先の出願の写しを提出することを条件とする。当該写しがラトビア語によるものでない場合は、一定の手続に従って認証された翻訳文を第 28 条(5)に定める期間内に提出しなければならない。

(6) 出願人が明細書又は図面の欠落部分を所定の期間内に提出しなかった場合は、明細書又は図面の当該部分への言及は存在しないものとみなす。

第 34 条 特許出願の方式要件の審査

(1) 特許出願の出願日が確定した場合は、特許庁は、当該出願が第 6 条(2)、第 28 条(5)、(6)及び(7)、第 29 条(3)、第 30 条(3)並びに第 32 条の要件を満たしているか否かを審査する。この審査は、出願の特許庁への出願日から 3 月以内に行う。特許庁は、この期間内に、公開のための要約を作成する。

(2) 特許出願が所定の要件を満たしている場合は、特許庁は、方式要件の審査の完了及び出願の公開日について出願人に通知する。

(3) 特許出願が所定の要件を満たしていないか又は部分的にのみ満たしている場合は、特許庁は、このことを出願人に通知して要件の不遵守について説明し、かつ、不備を除去し、不備についての考えを表明するための 3 月の期間を決定する。

(4) 出願人が特許庁により指摘された不備を除去しなかった場合は、出願は拒絶される。出願人は、これについて書面による通知を受ける。

第 35 条 特許出願を公衆の利用に供すること

(1) 特許庁は、特許出願の出願日又は優先権が主張されている場合は特許出願の最も早い優先日から 18 月後に速やかに、当該出願を公衆の利用に供する。

(2) 特許出願を公衆の利用に供することには、次のものが含まれる。

1) 特許出願に関する通知の特許庁公報における公告、及び

2) すべての者が、内閣が定める金額を納付することにより、特許庁において特許出願資料を閲覧すること及び関係特許出願資料の写しを受領することができる権利

(3) 公告には、次のものが含まれる。

1) 発明者(自己の名称が記載される権利を放棄していない場合)、出願人及び代理人(代理人がいる場合)に関する情報

2) 発明の名称

3) 国際特許分類の分類記号

4) 特許出願番号、出願日、特許公告日及び公告番号

5) 優先権に関する情報、及び

6) 出願の要約

(4) 出願人の請求があったときは、特許出願を 18 月の期間の前に公衆の利用に供することができるが、方式要件の審査の完了について出願人が通知を受けた後に限る。

第 36 条 特許出願の補正及び分割

(1) 出願人は、特許付与に関する特許庁の通知が公告される日まで、自発的に、特許出願において補正を 1 回行う権利を有する。ただし、これが発明の本質を変更せず、また、クレームの範囲を超えないことを条件とする。当該補正は、特許庁の要求に基づいても行うことができる。何れの場合においても、特許出願審査の期間を相応に延長する。出願人が自発的に補正を行う場合は、補正に係る国の手数料を納付しなければならない。内閣は、特許出願への補正を提出するための手続を定める。

(2) 出願人は、特許付与に関する特許庁の通知が第 38 条(1)に基づいて公告される日まで、特許出願の範囲を超えることなく、当該出願を 2 以上の出願に分割することができ、この場合は、その各々について、元の出願の出願日及び優先日が維持される。本条、第 27 条、第 28 条(1)、(5)及び(6)、第 30 条、第 31 条並びに第 32 条の要件を各分割出願に適用する。出願人が、出願の分割に関する請求を特許庁が受領した日から 3 月以内に分割特許出願に関して必要な書類及び資料を提出しなかった場合、又は国の手数料を納付しなかった場合は、分割出願は取り下げられたものとみなす。

第 37 条 特許出願の実体審査

(1) 特許庁は、特許出願が第 8 条(2)、第 9 条、第 10 条、第 30 条(1)及び(2)並びに第 36 条の要件を満たしているか否かを審査する。特許の実体審査の過程では、特許庁は、第 5 条、第 7 条及び第 8 条(1)の要件に基づく発明の特許性審査を行ってはならない。

(2) 出願人が発明の単一性に関する第 31 条の要件を満たしていない場合は、特許出願に関する爾後の記録は、出願の最初のクレームに関してのみ維持されるものとする。ただし、出願人が、前記の条の要件の不遵守に関する特許庁の通知に応答して、出願の分割に関する通知を特許庁に対して行うか、又は発明若しくは発明群に係るクレームであって、発明の単一性に関する要件を満たすもののみを審査するよう請求した場合は、この限りでない。内閣は、分割特許出願をするための手続を定める。

(3) 特許出願が本条の要件を満たしていないか又は部分的にのみ満たしている場合は、特許庁は、このことを出願人に通知して当該不遵守について説明し、かつ、指摘された不備を除去するための 3 月の期間を決定する。

(4) 出願人が、特許庁により指摘された不備を除去しなかった場合は、特許庁は、出願の拒絶に関する決定を下す。これは、書面により出願人に通知するものとする。

第 38 条 特許の付与、登録及び公告

(1) 特許出願が第 37 条(1)の要件を満たす場合は、特許庁は、特許付与について決定を下す。決定は書面により出願人に通知するものとし、また、特許公告及び特許登録簿への登録に係る国の手数料を納付しなければならない 3 月の期間を決定する。国の手数料が納付された場合は、特許庁は、特許付与に関する通知を速やかに特許庁公報において公告する。同時に、特許庁は、特許の書誌的陳述、発明の要約、発明の明細書、クレーム及び必要な場合は図面が含まれる詳細な特許公告を作成する。

(2) 通知には、次のものを含める。

- 1) 発明者(名称が記載される権利を放棄していない場合に限る)、特許所有者及び代理人(代理人がいる場合)に関する情報
- 2) 発明の名称
- 3) 国際特許分類の分類記号
- 4) 特許出願番号、出願日、出願が公衆の利用に供された日及び特許番号(第 35 条(3)4)に基づく公告番号)
- 5) 優先権に関する情報、及び
- 6) 特許クレーム

(3) 特許付与に関する決定が第 35 条(1)及び(4)にいう期間の終了前に下された場合は、特許

付与に関する通知は、特許出願の公開と同時に公告する。

(4) 特許は、特許庁公報における特許付与の通知の公告と同時に、特許登録簿に登録する。特許庁は、特許所有者に特許証を交付し、内閣は、特許証の見本を定める。

(5) 出願人が、(1)に基づく所定の期間内に特許の公告及び特許登録簿への登録に係る国の手数料を納付しなかった場合は、特許は付与されない。

第 39 条 審判請求の提出

出願人又は特許庁の決定の他の名宛人(特許所有者、前の特許所有者、権原承継人、実施権者)が、出願審査の結果又は特許付与に関する手続の他の段階で下された特許庁の決定に全面的又は部分的に同意しない場合は、当該人は、決定を受領した日から3月以内に、相応の国の手数料を納付した上で、証拠に裏付けられた審判請求書を特許庁に提出することができる。審判請求が提出された場合は、特許庁の決定の実施は停止する。

第 40 条 審判請求の手続

(1) 特許庁は、提出された審判請求に証拠の裏付があると認めるときは、遅滞なく、関連決定を撤回するか又は訂正する。

(2) 決定の撤回又は訂正が第三者の権利若しくは法的利害に係わる可能性がある場合、又は審判請求の提出から2週間以内に(1)に規定する手続に基づいて決定を撤回若しくは訂正しなかった場合は、特許庁は、当該審判請求を審理のために審判部に付託する。

(3) 特許庁が自ら下した決定を撤回又は訂正し、かつ、審判請求人がこれに納得している場合は、審判請求人は、審判請求を取り下げなければならない。審判請求のために納付する国の手数料は、行政手続法に定める手続に従って納付する。

(4) 特許庁が以前自ら下した決定を訂正し、かつ、審判請求人がこれに納得していない場合は、審判請求人は、当該決定を受領してから3月以内に、そのことを特許庁に通知するものとする。特許庁は、遅滞なく、当該審判請求を審理のために審判部に付託する。

(5) 審判部における審判請求の審理の前に、審判請求人は、提出した審判請求を明確にし、また、補足することができる。

第 41 条 特許付与に対する異議申立

(1) 特許付与に関する通知の公告から9月以内は、何人も、相応の国の手数料を納付して、特許付与に対する異議申立を特許庁に提出することができる。異議申立は、書面により行う。異議申立人は、論拠及び本法への言及を申立書の中で示さなければならない。前記の期間の満了後は、異議申立人は、異議申立の当初の法的根拠を変更して異議を拡大することはできないが、審判部が決定を下す前は、異議申立の基礎となっている事実を確認する(明確にする)追加書類及び資料を提出することができる。

(2) 特許付与に対する異議申立は、第8条、第9条、第10条、第30条(1)及び(2)又は第36条(1)に基づいて提出することができる。

(3) 特許付与は、民事訴訟法に定める手続に従い、本法のその他の要件に基づいて裁判所で争うことができる。

(4) 審判部は、提出された異議申立に関して特許所有者に通知し、かつ、応答を提出するための3月の期間を決定する。

(5) (1)に定める期間内に異議申立を提出しない場合は、民事訴訟法に定める手続に従い、裁判所で特許の登録を争うことができる。

第 42 条 審判請求及び異議申立の審査

(1) 第 39 条に基づいて提出された審判請求及び第 41 条に基づいて提出された異議申立は、審判部が審査する。

(2) 審判請求は、これを特許庁で受領してから 3 月以内に審査する。

(3) 異議申立は、争われている特許の所有者の応答を受領してから又は応答の提出のために定めた期間の満了から 3 月以内に審査する。

(4) 特許庁の決定に対する審判請求が審査される場合は、審判請求人又はその代理人を審判部の会議に招致するものとし、また、審判部の決定が第三者に係わる可能性がある場合は、当該人又はその代理人も招致する。特許付与に対する異議申立が審査される場合は、異議申立人及び争われている特許の所有者を審判部の会議に招致する。前記の者は、必要な書類及び資料を提出すること並びに口頭説明を行うことができる。

(5) 審判部は、審判請求の全面的若しくは部分的な承認について又は審判請求の拒絶について決定を下す。当該決定に応じ、特許庁の関係する決定は、撤回され、訂正され又は効力の維持を認められる。審判請求に関係する事件において新たな事実が明らかになった場合は、審判部は、特許出願の審査を再度行うことについて決定を下すことができる。

(6) 審判部は、異議申立の全面的若しくは部分的な承認について又は異議申立の拒絶について決定を下す。当該決定に応じ、争われている特許は出願日から無効と宣言され、補正された形で有効と宣言され、又は補正なしに有効と宣言される。

(7) 審判部は、他の者の同席なしに決定を下す。決定の主文は会議の終了時に発表されるが、証拠で裏付けた決定書は、1 月以内に(4)にいう者に送付される。審判部の決定に事件の関係人の何れかが納得しない場合は、当該人は、決定の正確な写しを受領してから 6 月以内に、行政手続法に定める手続に従い、当該決定について裁判所に上訴することができる。

(8) 裁判所に対し申請が行われた場合は、審判部の決定の適用を停止する。

(9) 利害関係人は、民事訴訟法に定める手続に従い、付与された特許について争うことができる。この場合は、審判部の決定に対する訴訟が裁判所に提起されているか否かを問わない。審判部の決定が行政裁判所において審理される前に当該訴訟が提起された場合は、民事裁判所による訴訟に係る判決があるまで、行政手続は停止する。

第 43 条 特許の効力の維持

(1) 特許の効力を維持するためには、国の年次手数料を納付しなければならない。当該国の手数料は、特許付与に関する通知が第 38 条(1)に従って公告された年に引き続く各年について納付しなければならない。出願日の周年日を各年度の開始日とみなす。特許の効力を維持するための国の手数料は、その納付年度の、出願日を包含する月の末日までに納付された場合に納付されたとみなす。国の手数料が所定の期間内に納付されなかった場合であっても、特許所有者が追加の 6 月の期間内に追加手数料とともに国の手数料を納付したときは、特許の効力は維持されているとみなす。

(2) (1)にいう追加手数料は、納付されなかった国の手数料の 25%とする。

第44条 期間の延長

(1) 特許庁は、本法に定める期間を、3月を超えない期間で延長することができる。ただし、当該期間の終了前に特許庁がその旨の請求を受領し、かつ、期間の延長に係る国の手数料が納付されていることを条件とする。

(2) (1)は、第6条(1)、第28条(5)、第29条(1)及び(3)、第39条、第41条(1)、第43条(1)、第45条(2)、第46条(2)、第71条(2)及び(3)、第76条(1)にいう規則の第7条並びに同条(2)にいう規則の第7条に定める期間には適用しない。

第45条 期間の不遵守後の手続続行

(1) 特許庁での行為に関して本法に定める期間を遵守しなかった出願人は、手続の続行を請求することができる。

(2) 不遵守の期間において規定されている行為が履行され、かつ、手続の続行に係る国の手数料が納付された場合は、手続の続行に関する請求は、期間の不遵守に関する特許庁の通知又は権利の喪失に関する通知を受領してから2月以内に提出しなければならない。規定されている行為が履行されなかったか又は手続の続行に係る国の手数料が納付されなかった場合は、請求は取り下げられたものとみなす。

(3) 手続の続行に関する請求が認められた場合は、期間の不遵守は、如何なる法的効果も有さない。

(4) (2)にいう期間、審判請求及び異議申立に係る期間、国の手数料の各年の納付に係る期間であって、それまでに欧州特許クレームのラトビア語による翻訳文を提出すべきものが遵守されなかった場合、又は権利の更新、優先権の変更若しくは追加又は優先権の回復に関する請求が行われた場合は、手続の続行を請求することができない。

第46条 権利の回復

(1) 特許の出願人又は所有者が特許庁における行為に関して本法に定める期間を遵守せず、かつ、期間の不遵守の直接的な結果により特許出願の拒絶、特許出願の擬制取下、特許の取消、又はその他の権利の喪失となる場合は、特許の出願人又は所有者は、特許庁に対して請求を提出することにより、関係する権利の回復を請求することができる。

(2) (1)に基づく場合は、権利の回復に関する請求は、期間が遵守されなかった理由が除去されてから2月以内、ただし所定の期間の満了から1年以内に提出しなければならない。第29条(1)に関して、権利の回復に関する請求は、関係期間の満了から2月以内に提出しなければならない。権利の回復に関する請求は、権利の回復に関する国の手数料が納付された時に提出されたものとみなす。

(3) (1)に規定する場合において、期間が遵守されなかった理由が十分であることが証明され、かつ、(2)の要件が満たされた場合は、特許庁は、特許の出願人又は所有者の特許出願又は特許に係る権利を回復するものとする。

(4) 権利回復の全面的又は部分的な拒絶に関する請求に先立ち、特許庁は、全面的又は部分的な拒絶の理由を特許の出願人又は所有者に書面で通知すると共に、当該通知を受領した日から3月以内に拒絶の理由に関する説明を提出するようこれらの者に求める。

(5) 次にについて定める期間が不遵守の場合は、権利の回復を請求することはできない。

1) 権利の回復に関する請求の提出(本条(2))

- 2) 特許出願に係る国の出願手数料の納付(第 28 条(6))
- 3) 先の出願の写しの提出(第 29 条(3))
- 4) 優先権の変更又は追加に関する請求の提出(第 29 条(3))
- 5) 審判請求の提出(第 39 条)
- 6) 異議申立の提出(第 41 条), 及び
- 7) 手続の続行に関する請求の提出(第 45 条(2))

(6) 特許出願の公開後にラトビアの領域において、(1)に基づく権利の喪失と権利の回復に関する通知が特許庁公報において公告された日との間の期間内に、善意にて、商業目的で発明を使用したか、又は当該使用のために必要な準備作業を行った者は、その後も、準備作業の期間に計画した範囲で、妨害を受けることなく、かつ、特許の出願人又は所有者に報酬を支払うことなく、商業目的で当該発明を使用することができる。

第 47 条 特許の登録簿

- (1) 特許の登録簿は、特許登録簿の分冊の形で維持する。特許の登録簿は、特許庁が管理する。特許登録簿の記入事項は、公的に信頼可能なものでなければならない。
- (2) 特許登録簿には、次のとおり 3 の分冊を含める。
 - 1) 公開後の特許出願及びそれに基づいて付与された特許を第 1 分冊に登録する。
 - 2) 欧州特許は、ラトビア共和国において効力を生じた後に第 2 分冊に登録する。
 - 3) 補充的保護証明書の出願は、その公告後に、かつ、付与された補充的保護証明書に基づいて第 3 分冊に登録する。
- (3) 内閣は、特許登録簿の分冊に記入する情報に係る特許登録簿の維持のための手続を定める。

第 48 条 特許出願及び特許登録簿の情報の公衆による閲覧

- (1) 特許出願の公開前においては、その資料は、出願人の書面による同意がある場合に限り、第三者の利用に供することができる。
- (2) 特許庁は、特許付与から生じる権利がその者の権利又は義務に係わる可能性があることに関する情報を提供した者に対して、特許の出願人又は所有者の同意なしに当該特許出願事件の書類及び資料を閲覧することを認める。当該情報は、特許の出願人又は所有者が自己の権利を前記の者に対して行使するための措置を取ること、又は当該前記の者が第 12 条(1)、(2)又は(3)に基づいて特許を受ける権利を有することの証拠にもなるものとする。
- (3) 特許公告の後、特許付与に係る事件の書類及び資料は、関連する請求を提出した如何なる者の利用にも供するものとする。
- (4) 特許庁は、(1)、(2)又は(3)に従って出願及び登録事件の閲覧を認めるに際し、ライセンス契約及び権利移転に係る書類中の特定の情報の閲覧を拒絶することができる。ただし、特許の出願人又は所有者が、当該情報は商業秘密であることを表示していることを条件とする。ある事件における特許庁の内部書類、決定案文及びこれらの準備資料は、閲覧制限情報とみなす。
- (5) 何人も、特許登録簿の分冊を閲覧する権利を有する。何人も、適切な請求書を提出して、特許登録簿の抄本を受領する権利を有する。受領者の請求があった場合は、特許庁の職員の署名及び印章により抄本の正確性を証明し、抄本の交付日を表示するものとする。

(6) 特許庁は、情報の受領に係る国の手数料が納付された場合は、特許登録簿に記入した情報の抄本並びに書類及び資料の写しを交付する。

第 49 条 特許庁における行為に係る国の手数料

(1) 内閣は、発明保護のために納付すべき国の手数料及び相応の割引の額を定める。

(2) 国の手数料は、第 28 条(6)、第 30 条(3)、第 36 条(1)、第 38 条(1)、第 39 条、第 41 条(1)、第 43 条(1)、第 44 条(1)、第 45 条(2)、第 46 条(2)、第 48 条(6)、第 51 条(4)、第 52 条(4)、第 58 条(1)2)、第 71 条(2)及び(3)、第 74 条(2)、第 76 条(3)及び(4)に規定する場合において、これらの条文に定める手続に従って納付しなければならない。

第 VII 章 所有権の対象としての特許

第 50 条 特許の所有権の本質

(1) 特許又は特許出願に基づく発明に係る権利は、民法にいう意味での動産に係る権利と同一の法的地位を与えられる。本法に別段の規定がない限り、動産及び動産取引に関する一般規範が前記の権利に適用される。特許及び特許出願に関連する所有権は、売却し、贈与の申出をし又はその他の方法で私的な法的流通に含めることができ、権利承継手続に従って相続することができる。質入れの対象とし又はその他の方法で所有権に従属させることができ、また、支払不能その他の場合において、裁判所の差止命令に基づきこれらの権利の回復を図ることができる。

(2) 2 以上の者の特許又は特許出願に係る共同所有権は、これらの者が相互に締結した契約において定めるものとする。契約を締結していない場合は、各共同所有者は、自己の裁量により特許又は特許出願を利用することができる。すべての特許又は特許出願の分割不可の持分及び各共同所有者自身の特許又は特許出願は、すべての共同所有者の合意又は裁判所の判決による場合に限り、他人に譲渡すること又は他人にライセンスを付与することができる。

(3) 特許に関連する取引は、特許庁における登録及び特許庁公報における公告の後に、第三者に対して拘束力を有する。

(4) 特許の他人への移転(第 51 条)及びライセンスの付与(第 52 条)は、以前に第三者に付与されたライセンスには影響を及ぼさない。特許を受ける権利の承認に関して裁判所に訴訟を提起した者(第 13 条)は、以前に付与されたライセンスその他の特許に対する負担は特許を受ける権利の回復に関する裁判所の判決が効力を生じる日から無効である旨を宣言するよう請求することができる。ただし、これらの負担が権利承継人には係わらないか又は関連の事情において不当な責任を権利承継人に課さない場合に限る。

第 51 条 特許及び特許出願の他人への移転

(1) 特許所有者は、特許を利用している事業若しくはその一部と共に、又は当該事業とは別個に、特許に係る所有権を他人に移転することができる。

(2) 特許庁は、関連する申立、権利の承継を証明する書類及び国の手数料の納付を確認する書類を受領した後、登録特許所有者の変更に関する情報を特許登録簿に記入し、かつ、特許庁公報において公告するものとし、また、特許登録簿に行った記入に関する通知を特許所有者に送付する。

(3) 特許登録簿に記入された者は、特許所有者とみなす。特許登録簿において特許所有者の変更が確定するまでは、権利承継人は、特許の取得から生じる権利を第三者に対して行使することができない。

(4) 特許付与に関して特許庁が決定を下す前に、関連する申立、権利の承継を証明する書類及び国の手数料の納付を確認する書類を受領されている場合は、特許出願を他人に移転することができる。特許出願の審査は、新たな出願人について続行する。

(5) 内閣は、特許及び特許出願を他人に移転する際の手続を定める。

第 52 条 ライセンス契約

(1) 特許所有者は、ライセンス許諾契約に従い、特許を実施する権利を全面的又は部分的に

他人に付与する権利を有する。ライセンス契約に従って、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスを付与することができる。

(2) 実施権者(受領当事者)がライセンス契約に定める規定に従って特許を実施する排他権を取得した場合は、当該ライセンスは、排他的ライセンスとして認められるが、ただし、実施許諾者が特許を実施する権利が実施権者に移転されていない限り、実施許諾者は、この権利を保有する。

(3) 実施許諾者(付与当事者)が、特許を実施する権利を他人に付与する際に、当該特許を実施する権利並びに同一の特許の実施に係るライセンスを第三者に付与する権利を維持する場合は、当該ライセンスは、非排他的ライセンスとして認められる。

(4) ライセンス契約は、第三者との関係では、特許庁においてこれが登録された後に効力を生じる。ライセンス契約の登録に当たっては、国の手数料を納付しなければならない。

第53条 オープンライセンス

(1) 特許所有者は、すべての利害関係人に特許を実施する権利を付与する用意があることを公的に公表する目的で特許庁に通知することができる(オープンライセンス)。特許庁は、当該通知を特許庁公報において公告する。通知の公告後、特許の効力を維持するためのその年度の国の手数料は、50%減額される。特許所有者と当該利害関係人とがオープンライセンス契約に係る条件に関して合意に至らなかった場合は、当該条件は、民事訴訟法に定める手続に従って裁判所が定める。

(2) 第51条に従って所有権が全面的に他人に移転した場合は、オープンライセンスを付与する用意があることに関する通知は、特許登録簿に変更が施され、かつ、オープンライセンスの付与に関する通知が特許庁公報において公告された日に取り下げられたものとみなす。

(3) オープンライセンスに関する通知は、特許庁に請求を提出することにより、何時でも取り下げることができる。ただし、当該発明を実施する希望に関して特許所有者が通知されていないことを条件とする。取下は、特許庁が関係する請求に関する通知を特許庁公報において公告した日に効力を生じる。50%減額されたその年度の国の手数料は、ライセンスの取下の日から1月以内に全額納付しなければならない。その年度の国の手数料が1月以内に納付されなかった場合は、第43条(2)に基づいて6月の期間が開始する。

(4) 特許登録簿にオープンライセンスに関する記入がある場合、又は排他的ライセンスを登録すべき旨の請求を特許庁が受領している場合は、オープンライセンスを付与する用意があることに関する通知を発出することができない。

第54条 強制ライセンス

(1) 出願日から4年以内又は特許付与に関する通知が公告された日から3年以内に特許発明がラトビア共和国において実施されなかったか又は十分に実施されなかった場合は、何人も、本法及び裁判所の判決に従って当該特許発明を実施する許可(強制ライセンス)を自己に付与すべき旨の請求を伴う申請を行政裁判所に対して行うことができる。特許所有者が当該発明を実施しなかったこと又は十分に実施しなかったことについて根拠のある理由が存在することを裁判所に証明した場合は、この規定は適用されない。

(2) 生物工学的発明の特許所有者が、植物品種に係る先の権利を侵害することなしには当該発明を実施することができない場合は、当該人は、前記の権利により保護されている当該植

物品種の実施のための強制ライセンスを申請して、裁判所が定める補償金を当該植物の品種の所有者に支払うことができる。当該ライセンスが付与された場合は、植物品種の所有者は、保護されている発明の実施に係る根拠のある要件を伴うクロスライセンスを受ける資格を有する。

(3) 次の何れかの場合は、(1)及び(2)に従って、特許発明の強制ライセンスを取得することができる。

1) 特許対象又は特許方法により得られる製品がラトビア国民の福祉、保護又は経済的利益を確保する上で決定的に重要な場合、又は

2) 他の先の特許発明を使用することなしには経済的に極めて重要な発明を実施することができない場合

(4) 請求の提出人が合理的な期間内に特許所有者からライセンスを取得するために努力したが、受け入れ可能な商業条件で取得することができなかった場合は、裁判所が強制ライセンスを付与する。

(5) ラトビアにおいて緊急事態が宣言された場合は、内閣が強制ライセンスを付与することができる。

(6) (3)1)に規定する場合において、裁判所は、強制ライセンスの付与に関して事実を審理する際に、更に次の条件に従うものとする。

1) 特許の実施に係る量及び期間は、強制ライセンス付与の目的によって制限することができる。

2) 強制ライセンスは、非排他的ライセンスと同等とみなす。

3) 強制ライセンスは、関係特許の実施に直接関連している事業又はその事業の一部と共に移転される場合を除いて、他人に移転することができない。また

4) 強制ライセンスは、ラトビア国内市場における実施について付与するものとする。

(7) (3)2)に規定する場合において、裁判所は、強制ライセンスの付与に関して事実を審理する際に、更に次の条件に従うものとする。

1) 先に(最初に)付与された特許の所有者は、後に付与された特許の所有者から、発明の実施に係る合理的な条件のクロスライセンスを請求することができる。また

2) 最初の特許に係るライセンスは、後の特許に係る権利と共に移転するのでない限り、更に移転してはならない。

(8) (1)又は(3)1)にいう事実が消滅し、かつ、その再度の発生が殆ど考えられない場合は、裁判所は、強制ライセンスに係る期間の終了について決定することができる。

(9) 強制ライセンスの所有者は、特許所有者に対して補償金を支払うものとし、その額は、裁判所が当該ライセンスの経済価値、発明の実施の程度及びその他の事情を勘案して決定する。

第 VIII 章 特許の無効

第 55 条 早期の特許無効

(1) 早期の特許無効は、次の何れかの場合に生じる。

- 1) 特許所有者が関連する請求を特許庁に提出することにより特許を放棄した場合
- 2) 特許の効力維持に係る国の手数料が第 43 条に基づいて納付されていない場合、又は
- 3) 第 56 条に従って、特許が効力を有さない場合

(2) (1)1) に関し、当該請求が他の規制法令、他の機関の決定若しくは特許登録簿に登録されたライセンス契約その他の契約の要件に基づいて第三者の権利に影響を及ぼす場合、又は当該特許に関して訴訟が裁判所に提起されている場合は、関係当事者の同意なしに特許の無効は生じない。

第 56 条 特許無効の根拠

特許無効は、次の何れかの場合に生じる。

- 1) 特許の内容が第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 9 条又は第 10 条の要件を満たさない場合
- 2) 発明の本質が、当該技術の熟練者が当該発明を実施可能なように明確かつ完全に当該特許において開示されていない場合(第 30 条(1))
- 3) 特許の内容が、出願時の特許出願の内容を超える場合(第 36 条(1))、又は特許が分割出願に基づいて付与されているときは、親特許出願の内容を超える場合、又は
- 4) 特許がこれを受ける権利を有さない者に付与されている場合(第 12 条)

第 57 条 特許の無効

(1) 第 56 条に定める要件に基づき、裁判所は、民事訴訟手続に従って特許を無効と宣言することができる。

(2) 何人も、第 56 条 1)、2) 及び 3) の要件に従って、特許の無効について訴訟を提起することができる。

(3) 第 12 条に従って発明を受ける権利を有する者は、第 56 条 4) に基づいて特許の無効を請求することができる。

(4) 特許の無効についての訴訟は、特許の全有効期間を通じて提起することができる。従って、訴訟提起又は訴訟審理の時に特許の有効期間が終了したか又は特許所有者の発意に基づき特許が特許登録簿から除外された場合でも、特許を無効と宣言するものとする。

第 58 条 特許の限定

(1) 次の何れかの場合は、付与された特許の範囲を限定することができる。

1) 裁判所が、第 57 条に従って特許の無効に関する事件を審理して、特許を部分的に無効と宣言した場合。第 56 条 1)、2) 及び 3) にいう事情が全面的には当該特許に該当しないときは、裁判所は、特許のクレームを限定するものとする。又は

2) 特許所有者が、国の手数料を納付した上で、特許のクレーム、明細書又は図面を変更して、特許の範囲の限定についての請求を特許庁に提出した場合

(2) (1)2) に基づく場合は、第 41 条に定める異議申立手続の間又は特許の無効に関する法的

手続が行われている間は、当該請求を提出することはできない。

(3) (1)(2)に基づく場合は、特許所有者に限り、裁判所に訴訟を提起することができる。ライセンス付与に関する情報が特許登録簿に記入されている場合は、特許所有者は、実施権者の同意を得ていること又は特許を限定する自己の意図について少なくとも3月前に実施権者に通知したことを証明する場合に限り、当該請求を提出することができる。

第59条 特許の無効から生じる効果

(1) 特許が第56条及び第58条に従って無効と宣言された場合は、当該発明は、特許出願日の時点で、当該特許が無効を宣言された範囲で、本法に規定する法的保護を喪失するものとみなす。

(2) 特許の無効は、次のものについては効力を有さない。

1) 特許の無効に関する決定が下される前に既に執行されている特許侵害に関する裁判所の判決、及び

2) 特許の無効に関する決定が下される前に締結され、かつ、当該決定が下される前に履行された契約。裁判所は、関連性のある事情において衡平法上の原則に合致する限り、契約に規定する金額で既に支払われたものの払戻を決定することができる。

第 IX 章 特許に関連する権利の保護

第 60 条 発明者の権利の保護

発明者の資格が侵害されたか又は発明者の権利がその他の態様で侵された場合は(第 14 条), 発明者は, 個人への侵害に関する民法の規範に従って, 裁判所に訴える権利を有する。

第 61 条 排他権に関する警告

(1) 特許所有者及びその同意を得た実施権者は, 発明が実施され又は含まれている製品に, 特許番号を表示するか又は特許出願の存在に関して警告する文言を記載することにより警告表示を付す権利を有する。特許所有者の名称及び特許付与日又は出願日を警告標章に表示するものとする。

(2) 警告標章は, 特許保護を受けない製品に付してはならない。虚偽の警告は, 不当競争とみなす。

(3) 特許所有者が, ある者が排他権を侵害していると考えた根拠を有する場合は, 侵害の可能性に関して当該人に警告することができる。

第 62 条 発明の違法使用(特許侵害)

(1) 特許所有者の排他権の侵害は, 発明の違法使用—第 16 条の意味での所有者の同意なしでの特許の使用—とみなす。ただし, これが特許の有効期間中に行われた場合に限る。

(2) 特許所有者は, 民事訴訟手続に従い, 特許の違法使用に関して裁判所に訴訟を提起することができる。実施権者は, 特許所有者の同意を得て, 特許の違法使用に関して裁判所に訴訟を提起する権利を有する。排他的ライセンスの実施権者が書面により特許所有者に対し訴訟を裁判所に提起するよう求めたにも拘らず, 特許所有者が裁判所に訴訟を提起しない場合は, 前記の同意を必要としない。

(3) (2)に基づいて実施権者が特許の違法使用に関する訴訟を裁判所に提起した場合は, 特許所有者は, 当該訴訟手続に参加する権利を有する。

(4) 実施権者は, 訴訟手続に参加して, ライセンスを受けた特許の違法使用から生じた損害の賠償を請求することができる。

第 63 条 特許の違法使用に係る責任

(1) 第 62 条に従って特許侵害の事実が証明された場合は, 特許の違法使用に係る責任が生じる。侵害の事実の立証は, 原告(特許所有者又は実施権者)の責任とする。

(2) 特許の内容が新しい製品を得るための方法である場合は, 同一の製品は, 特許所有者の同意なしに当該特許方法により得られたとみなす。この場合は, 特許侵害の不存在の立証は, 被告の責任とする。訴訟手続の間, 被告の商業秘密の保護に係る権利を考慮に入れるものとする。

(3) 特許の違法使用に関して裁判所に訴訟を提起される者は, 特許を使用しないこと又は他の理由により当該活動を中止しなければならないことのみに基づいて, 当該訴訟に反対理由を出すことはできない。被告は, 第 56 条 1), 2) 及び 3) に基づく特許の無効に関して, 裁判所に反訴を提起することができる。この場合は, 特許が有効と宣言される場合に限り, 特許侵害を決定することができる。

(4) 特許の違法使用に係る責任及びこの責任の範囲を決定する際には、第 61 条(3)にいう警告を受けた事実を考慮に入れることができる。

第 64 条 損害賠償及び精神的被害の補償額の決定に係る手続

(1) 特許の違法使用がある者の過失によりなされた場合は、第 62 条(2)に言う権利の所有者は、損害賠償及び精神的被害の補償を請求することができる。

(2) 損害賠償及び精神的被害の補償の額は、民法に基づいて決定する。損害賠償額を決定する際は、当該特許を不法に使用した者が違法に得た利益を考慮に入れることができる。

(3) (2)に従って実際の損失の額を決定することができない場合は、損害賠償額は、特許使用の権利が実施権者へ移転されたとすれば特許所有者が受け取るであろう額に限定する。

第 X 章 裁判所における紛争の審理

第 65 条 裁判所の管轄権

(1) 特許又は本法に基づく排他権その他の権利に関する紛争は、民事責任が規定されている紛争が動産に関する民法の規範に従って審理されるのと同じの手続に従って、裁判所がこれを審理する。ただし、本法又はその他の規制法令に別段の規定がない場合に限る。

(2) 民事訴訟手続に従って第 1 審裁判所としてのリガ地方裁判所は、発明の法的保護に関して次の事件を審理する。

- 1) 特許に係る権利の回復に関する事件
- 2) 特許の無効に関する事件
- 3) 先使用の権利に関する事件
- 4) 特許の違法使用(特許侵害)に関する事件
- 5) 侵害不存在の事実の決定に関する事件
- 6) ライセンス付与、ライセンス契約の規定又はその履行に関する事件、及び
- 7) 発明の公然使用ができないことによる補償を受ける権利に関する事件

(3) その他の紛争の管轄権は、民事訴訟法に基づいて決定する。

第 66 条 特許事件における意見

特許及び第 58 条(1)に従う特許の範囲の限定に関連する事件において、第 5 条及び第 7 条の要件を発明が満たしているか否かに関する決定を下す上で情報又は意見が必要とされる場合は、特許庁は、これらを裁判所に提供する。

第 67 条 訴訟提起のための期間

(1) 特許に関する紛争において、訴訟を裁判所に提起するための期間は、被害当事者が自己の権利が侵害された事実を発見したか又は発見したと考えられる時から 3 年とする。

(2) 付与された特許の無効宣言(第 57 条)、ライセンス付与又はライセンスの規定に関する紛争に係る訴訟は、特許の全有効期間を通じて裁判所に提起することができる。

第 XI 章 特許協力条約に基づく国際出願

第 68 条 国際出願

- (1) 特許庁は、特許協力条約の枠内で、受理官庁としての機能を果たす。
- (2) 特許庁は、国際出願がラトビアの国民若しくは永住者又はラトビアにおいて登録されている法人により提出された場合は、これを受理する。
- (3) 国際出願は、ラトビア語、英語、フランス語、ロシア語又はドイツ語により提出する。出願がラトビア語により提出された場合は、出願人が選択した国際調査機関又は予備審査機関如何によって、英語、フランス語、ロシア語又はドイツ語による出願の翻訳文を、特許協力条約、特許協力条約規則及び特許協力条約実施細則に定める期間内に特許庁に提出しなければならない。
- (4) 出願の移送に係る料金は、国際出願提出のための特許庁に納付しなければならない。納付期間は、特許協力条約により定められる。
- (5) 国際調査及び国際予備審査は、特許庁になされた国際出願について、出願人の選択により、特許協力条約に定める機関が行う。
- (6) 特許協力条約第 2 条(viii)に従う国際出願においてラトビアを指定又は選択していることは、欧州特許条約に基づくラトビアで機能する欧州特許の取得を希望するものとみなす。

第 XII 章 欧州特許出願及び欧州特許

第 69 条 欧州特許出願

(1) 欧州特許出願は、分割出願を除いて、特許庁にすることができる。出願は、欧州特許条約第 1 条(1)及び(2)にいう何れかの言語によりすることができる。

(2) 国益の保護に影響を及ぼす発明に関して第 11 条に定める条件は、欧州特許出願に適用する。

第 70 条 ラトビアにおける欧州特許出願の法的効果

(1) 欧州特許庁が出願日及び優先日(優先権が請求された場合)を付与した欧州特許出願は、欧州特許庁における審理の結果如何に拘らず、特許庁になされ、かつ、本法に基づいて手続が完了した特許出願と同等であるものとする。

(2) 欧州特許条約第 67 条に基づいて欧州特許出願が公開された場合は、出願人が当該発明をラトビアにおいて使用する者に公開された欧州特許出願のクレームのラトビア語への翻訳文を送付することによりそのことを当該人に伝達した日又は出願人の請求に基づいてそのことが特許庁公報において公告された日から、本法第 18 条(2)に従って、当該発明に仮の法的保護を付与する。欧州特許出願が取り下げられたか又は取り下げられたとみなされる場合は、当該出願は、本条にいう効果を有さない。

(3) 特許庁は、(1)に基づくラトビア語による欧州特許出願のクレームを公告する。ただし、出願人がクレームの公告のための料金を納付することを条件とする。

第 71 条 欧州特許の法的効果

(1) ラトビアが指定国である欧州特許は、特許の付与に関する欧州特許庁の通知が公告された日から、国内特許と同一の権利を付与される。

(2) 特許の付与に関する欧州特許庁の通知が欧州特許条約 64 条に基づいて欧州特許庁公報に公告されてから 3 月以内に、当該特許の所有者は、ラトビア語による欧州特許のクレームの翻訳文を特許庁に提出し、かつ、その公告のための国の手数料を納付しなければならない。内閣は、翻訳文提出に係る手続を定める。

(3) 欧州特許庁に提出された特許付与に対する異議申立を審理した後、クレームを補正した上で当該欧州特許の効力が維持される場合は、特許所有者は、欧州特許の効力維持に関する決定が公告されてから 3 月以内に、特許庁に補正されたクレームのラトビア語による翻訳文を提出し、かつ、公告のための国の手数料を納付しなければならない。第 41 条の規定は、欧州特許の付与に対する異議申立には適用しない。

(4) クレーム中に図面への言及がある場合は、(2)及び(3)にいう翻訳文に当該図面を添付しなければならない。図面中にある字句は、ラトビア語に翻訳しなければならない。

(5) 特許庁は、(2)、(3)又は(4)に従って提出された翻訳文を速やかに特許庁公報において公告する。

(6) (2)に定める期間内に(2)、(3)又は(4)にいう翻訳文が提出されなかったか又は公告のための国の手数料が納付されなかった場合は、当該欧州特許は、特許出願の出願日からラトビアにおいて無効であるものとみなす。

(7) 欧州特許庁が、特許の付与に対して受領した異議申立を審理した後、当該特許を無効と

宣言した場合は、当該欧州特許は、出願日からラトビアにおいて、本章に規定する法的効果を有さない。

第 72 条 欧州特許出願又は欧州特許の正本

(1) 特許庁又は裁判所における欧州特許出願又は欧州特許の審査(審理)の如何なる段階においても、欧州特許庁における手続の言語によるこれらのテキストを正本とする。

(2) 第 71 条(2)及び(3)に関して、欧州特許の翻訳文は、欧州特許の無効(第 56 条)に関連する裁判事件における翻訳文であってその中の欧州特許出願又は欧州特許のクレームの翻訳文が欧州特許庁における手続の言語による欧州特許出願又は欧州特許と比較して狭い保護のものを除いて、真正のものとみなす。

(3) 欧州特許の出願人又は所有者は、欧州特許の全有効期間を通じて、クレームの訂正した翻訳文を提出することができる。提出した翻訳文は、特許庁公報における公告の後に又は欧州特許の出願人若しくは所有者がラトビアにおいて発明を実施する者にこれを通知した後に効力を生じる。

(4) 訂正された翻訳文の公告日前にラトビアの領域において、最初に公告された特許出願及び特許の翻訳文に基づく保護の範囲を侵害することなく、善意で、自己の事業において若しくは自己の事業での必要性のために当該発明を実施したか又は当該実施に必要な準備作業を行った者は、その後も、妨害を受けることなくかつ特許所有者に報酬を支払うことなく、自己の事業において又は自己の事業での必要性のために当該発明を実施することができる。ただし、発明の実施の範囲が拡大されないことを条件とする。

第 73 条 欧州特許の効力を維持するための料金

(1) 特許所有者は、欧州特許の付与に関する欧州特許庁の通知があった年に続く各年について特許の効力を維持するために、特許庁に料金を納付しなければならない。納付は、第 43 条に従って国内特許に係る国の手数料を納付するのと同じの手続により行うものとする。

(2) 欧州特許の付与に関する通知が欧州特許庁公報において公告されてから 3 月以内に納付を行わなければならない場合は、この期間内に行われた納付は、所定の期間内に行われたものとみなす。この場合は、第 43 条に規定する追加手数料を納付しないものとする。

(3) 欧州特許条約第 39 条に従って、特許の効力を維持するための年金の一部は、欧州特許条約に定める手続により、特許庁から欧州特許機構に返される。

第 74 条 欧州特許出願の国内特許出願への変更

(1) ラトビアにおける保護が請求されている欧州特許出願は、それが欧州特許条約第 75 条(5)に基づいて取り下げられたとみなされる場合、又は当該出願の翻訳文が、欧州特許条約第 14 条(2)を遵守して、同条約第 90 条(3)に基づいて所定の期間内に提出されなかった場合は、国内出願に変更することができる。

(2) 出願人は、3 月以内に特許出願の変更に係る国の手数料を納付し、かつ、出願のラトビア語による翻訳文を特許庁に提出しなければならない。

第 75 条 同時保護の不可能性

同一の出願日(優先権が主張されているときは同一の優先日)を有する同一の発明について、

同一の者又はその権原承継人に欧州特許又は国内特許が付与された場合において、欧州特許庁が欧州特許条約第 99 条(1)にいう特許の付与に対する異議申立を受領しなかったときは、国内特許の効力は、異議申立の期間が経過した日から停止するものとし、また、異議申立を受領したときは、当該異議申立の審理が終了し、かつ、欧州特許の効力維持についての最終決定が下された日から停止する。

第 XIII 章 補充的保護証明書

第 76 条 補充的保護証明書の付与に係る規定

- (1) 特許により医薬品が保護される場合は、医薬品に係る補充的保護証明書の創設に関する 1992 年 6 月 18 日の理事会規則 (EEC) 第 1768/92 号に基づいて補充的保護証明書を付与する。
- (2) 特許により植物保護製品が保護される場合は、植物保護製品に係る補充的保護証明書の創設に関する 1996 年 7 月 23 日の欧州議会及び理事会の規則 (EC) 第 1610/96 号に基づいて補充的保護証明書を付与する。
- (3) 補充的保護証明書を取得することを希望する者は、関連する申請を特許庁に提出しなければならない。申請人は、申請提出に係る国の手数料を納付しなければならない。この申請については、第 13 条 (4) 及び (5) 並びに第 32 条の規定を適用する。
- (4) 補充的保護証明書の効力を維持するためには国の年次手数料を納付しなければならない。この場合は、第 43 条の規定を適用する。補充的保護証明書の効力の最終年が 1 年未満であっても、同年の手数料は、丸 1 年分を納付しなければならない。

経過規定

1. 本法の施行に伴い、1995年3月30日の特許法(Latvijas Republikas Saeimas un Ministru Kabineta Ziotjs, 1995, No. 10)を廃止する。
2. 第XII章の規定は、1973年10月5日の欧州特許の付与に関する条約がラトビアにおいて効力を生じた2005年7月1日から欧州特許庁に提出された欧州特許出願に適用する。1995年3月30日の特許法第V章の規定は、1995年5月1日から2005年6月30日までの期間内に提出された欧州特許出願に適用する。
3. 特許出願がなされた日に効力を有した特許の付与に係る手続は、本法の施行前に特許庁に提出された特許出願に適用する。
4. 1995年3月30日の特許法に基づいて付与され、現に効力を有する特許は、本法の規定に従うことについては、本法施行の日から適当され、かつ、保護される。特許の法的保護の範囲及び特許から生じる権利(排他権を含む)は、本法に定める特許保護の範囲及び権利と同等とする。
5. 1995年5月1日までに欧州特許庁に出願された欧州特許の登録は、次に該当する場合は、ラトビアにおいて継続される。
 - 1) 特許所有者が、欧州特許の付与から1年以内に特許庁に関連する請求を行い、
 - 2) 特許及び発明の説明の公的に認証された写し、発明のクレーム、要約及び図面に付された字句のラトビア語による翻訳文が請求書に添付され、
 - 3) 関連する手数料が納付され、かつ
 - 4) 発明に特許性がある場合
6. 登録欧州特許は、次の例外を除いて、国内特許に適用されるのと同等の法的効力を有し、かつ、本法の同一の規定が適用される。
 - 1) 特許により付与される排他権は、欧州特許の登録に関する通知を特許庁が公告した日に効力を生じ、欧州特許の登録に関する請求を特許庁が受領した日から20年後までに終了する。
 - 2) ラトビアにおける欧州特許の登録に関する請求を特許庁が受領する前に、善意で、発明の実施が開始されたか又は当該実施のために必要な準備作業が行われた場合は、第22条の規定を登録欧州特許に関して適用する。また
 - 3) 欧州特許条約の他の締約国における欧州特許の無効又は効力の早期停止は、ラトビアにおいて登録された特許の無効宣言の基礎とはみなさない。
7. 工業所有権保護のための国の手数料に関する1998年8月18日の内閣規則第309号は、新たな内閣規則の施行日まで、ただし2007年9月1日までに限り、適用する。ただし、当該内閣規則が本法に抵触しない場合に限る。

欧州連合指令に関する参考情報

本法は、次の指令に基づく規範を包含する。

- 1) 生物工学的発明の法的保護に関する 1998 年 7 月 6 日の欧州議会及び理事会の指令 98/44/EC
- 2) 人間用の医薬品に係る共同体法典に関する指令 2001/83/EC を改正する 2004 年 3 月 31 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/27/EC
- 3) 知的所有権の執行に関する 2004 年 4 月 29 日の欧州議会及び理事会の指令 2004/48/EC

本法は、2007 年 3 月 1 日から施行する。

本法は、2007 年 2 月 15 日に議会により採択された。